

別記様式第九号（第十条関係）

| 検 査 証 明 書 |     |      |             |
|-----------|-----|------|-------------|
| 何 年 産     | 種 類 |      |             |
| 銘 柄       |     |      |             |
| 正味重量規格    |     | 何 kg | 等級又は品位の測定結果 |
|           |     |      |             |

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関  
及び  
検査年月日

検 査 請 求 者 記 載 欄

|       |        |      |      |     |
|-------|--------|------|------|-----|
| 検査請求者 | 氏名又は名称 |      |      |     |
| 住 所   | 都（道府県） | 郡（市） | 町（村） | （字） |
| 代 理 人 | 氏名又は名称 |      |      |     |
| 住 所   | 都（道府県） | 郡（市） | 町（村） | （字） |
| 生 産 地 | 都（道府県） |      |      |     |
| 品 種 名 | （ ）    |      |      |     |

備考

- 1 検査を受けようとする農産物が、共同調製施設において共同調製されたものであつて、代理人による検査請求に係るものであるときは、検査請求者の記載を省略することができる。
- 2 もみ及び玄米に係る生産年度は、当年産のもののみ記載するものとする。
- 3 登録検査機関名に併せて農産物検査を行つた農産物検査員の氏名を記載することができる。
- 4 記載事項中等級又は品位の測定結果及び検査年月日を除いては、検査請求者において記載することができる。
- 5 この様式は、内容の変更を伴わない限り、変更することができる。
- 6 水稻うるち玄米以外については、「等級又は品位の測定結果」欄に等級証印を押すものとする。
- 7 水稻うるち玄米については、規程第一の二の(三)のハの(イ)に基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に等級証印を押すものとし、規程第一の二の(三)のハの(ロ)に基づき鑑定を行つた場合は、「等級又は品位の測定結果」欄に「(ロ)」と記載し、下表に規程第一の二の(三)のハの(ロ)に定める規格項目及び規格項目の表示方法に基づき測定結果を記載するものとする。
- 8 「等級又は品位の測定結果」欄に等級を記載する場合は、下表を削除することができる。